

江南区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

(1) 変更種別：用途変更

(2) 変更概要

番号	変更箇所	変更前の用途区分	変更理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の用途
1	新潟市江南区鍋湯 新田字寺田582番	農用地	法第10条第3項第4号該当 具体的理由：米穀乾燥調 製施設設置のため	452 m ² (田)	農業用 施設用地
2	江南区二本木字中 郷 794 番 1	農用地	法第10条第3項第4号該当 具体的理由：米穀乾燥調 製施設及び農機具格納庫 設置のため	198.90 m ² (田)	農業用 施設用地

2 変更理由

○番号 1

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市江南区曾野木地区において、米穀乾燥調製施設を設置することに伴い、新潟市江南区農業振興地域整備計画の変更（用途変更）を行うものである。

申出者は、稲作を中心として約 15ha の耕作としめ縄（農産物加工）の生産販売の経営を行っている農業法人であり、農地の集積を進めている中、積算温度における刈り取り時期の集中の際における各圃場の適期収穫、一等米比率向上のために、それに対応する乾燥機の石数・容量増加が必要である。

以上のことから、農作物の品質保持および営農上の効率を考慮し、農作業場を設置するための土地を選定したもので、やむを得ず新潟市江南区農業振興地域整備計画を変更し、用地を確保するものである。

○番号 2

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市江南区二本木地区において、米穀乾燥調製施設及び農機具格納庫を設置することに伴い、新潟市江南区農業振興地域整備計画の変更（用途変更）を行うものである。

申出者は、稲作、果樹（なし）生産を中心として約 7ha の耕作を行っている認定農業者である。近隣の離農者の水田を受託することで年々経営規模が拡大しており、今後も経営面積が増え続けることが確実であることから、乾燥機を増設する必要がある。その他の農業機械も増えているが自宅敷地内の既存施設ではスペースが足りず、近隣の倉庫を3か所借りて農業機械を格納している。自宅敷地内の既存施設は老朽化も進んでいる。また、現在は近隣のほとんどが非農家であり、乾燥機の昼夜の騒音や粉塵に対する多くの苦情を受けている。

このことから、地域の中心経営体として農業経営を継続するため、新たな場所に乾燥調製施設及び農機具格納庫を建設することが急務となった。

用地選定にあたっては、今後の規模拡大に対応でき、安全に作業ができる面積が確保できること、周辺住民に騒音や粉塵で迷惑をかけないこと、効率的な営農のため耕作農地に近いこと、電気の接

続が容易であること等を条件に検討したが、農用地区域以外の土地では適地がないことから、農用地区域内で計画的に配置できる土地として選定したもので、やむを得ず新潟市江南区農業振興地域整備計画を変更し、用地を確保するものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

該当なし

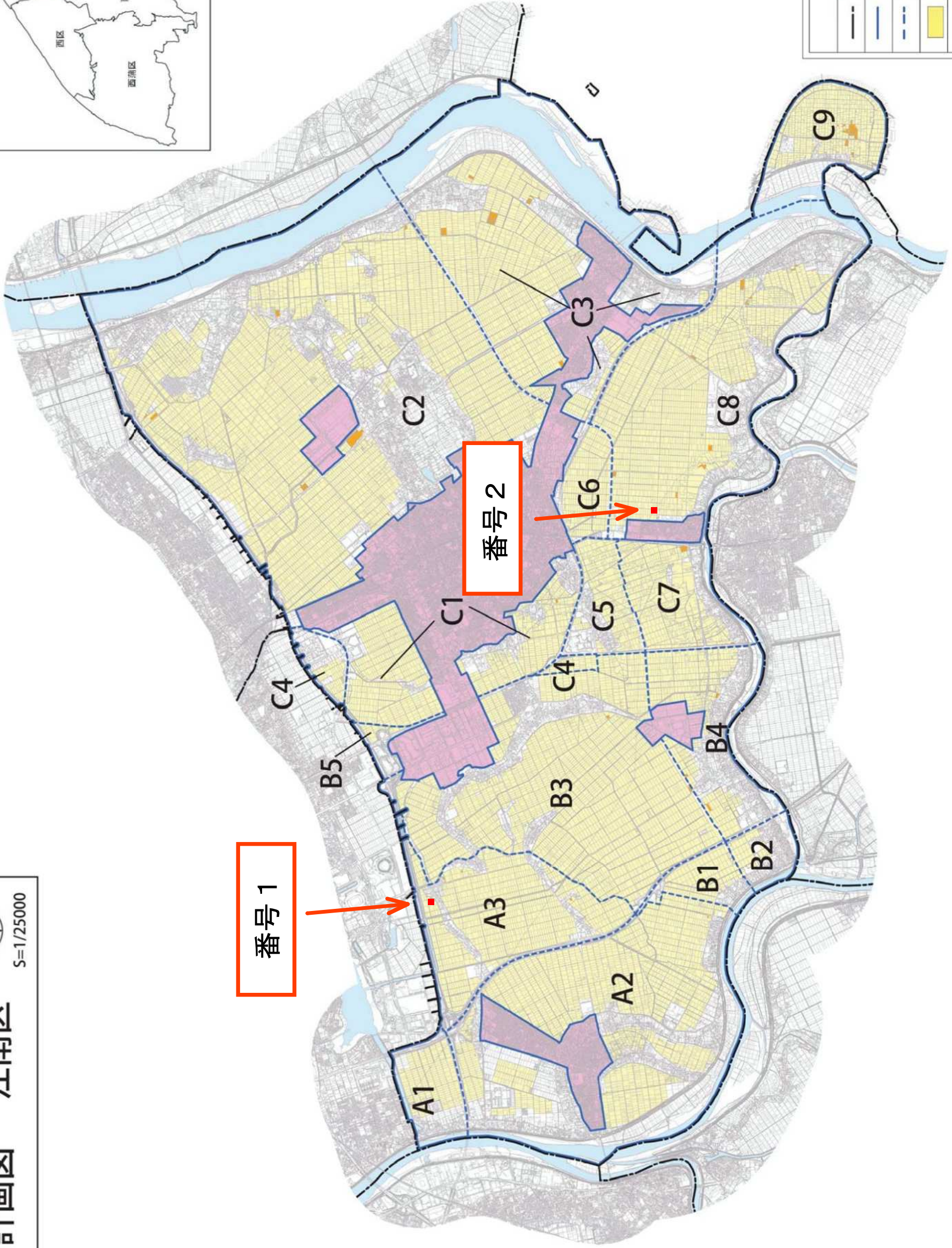
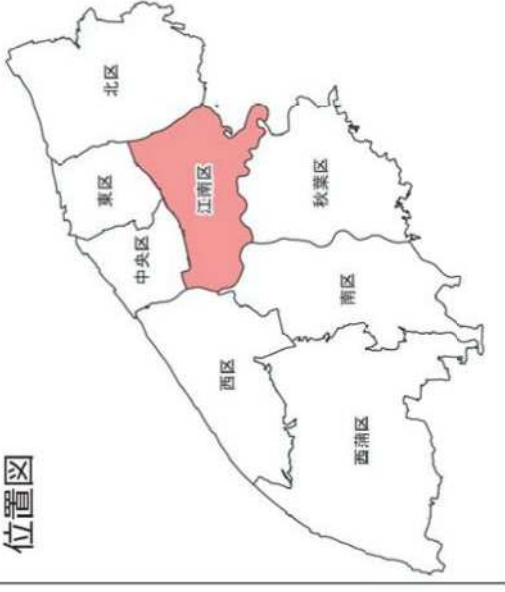
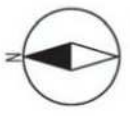
5 当該変更の経過

番号1

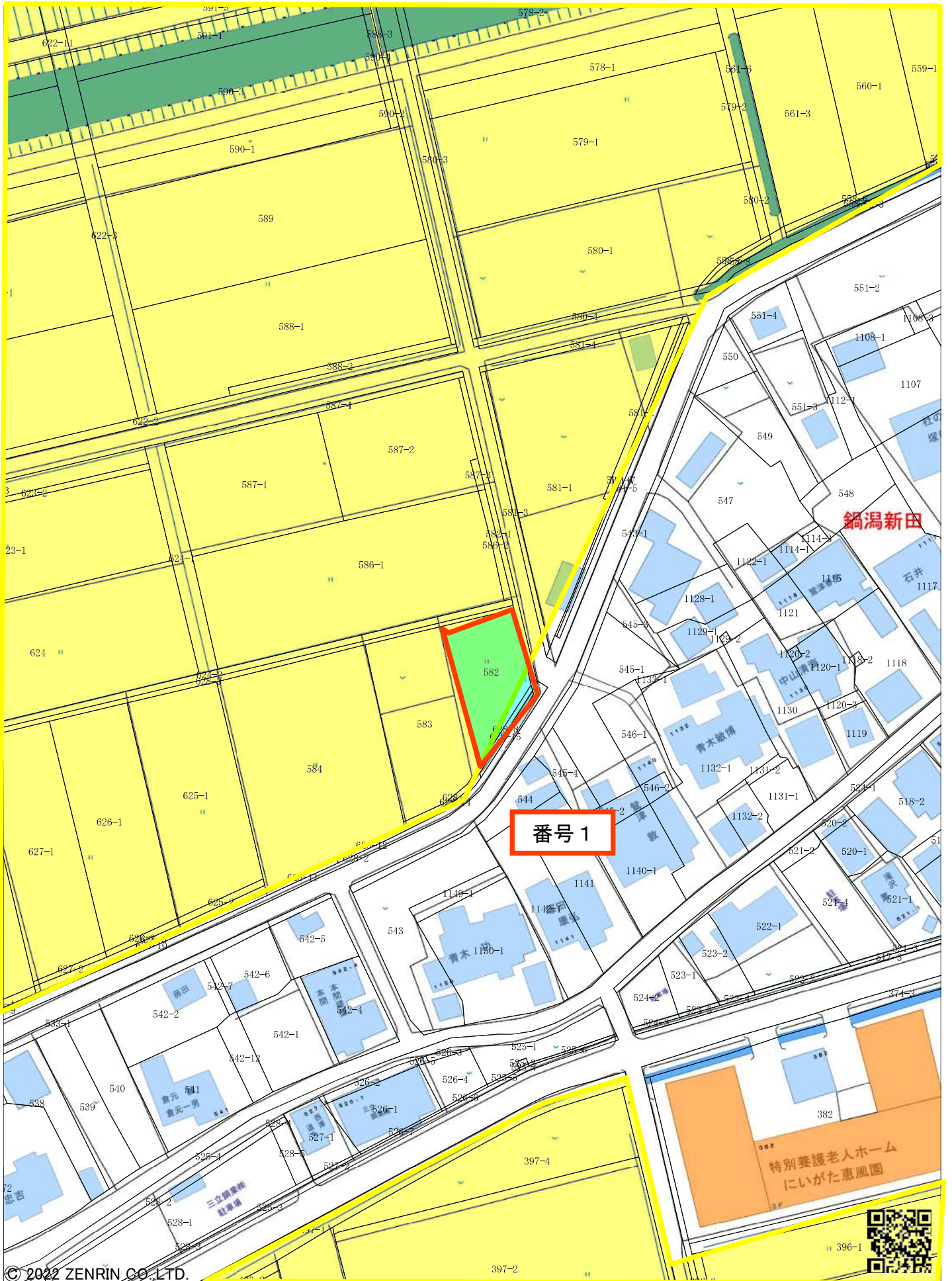
日付	事項
R5. 5. 17	新潟市江南区農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（用途変更）

番号2

日付	事項
R5. 6. 15	新潟市江南区農業振興地域整備計画変更に係る12条公告（用途変更）



凡例	
—	行政区界
—	農業振興地域界
- -	地区区域界
■	農振農用地
■	採草放牧地
■	農業用施設用地
■	用途区域



© 2022 ZENRIN CO., LTD.

1/1139

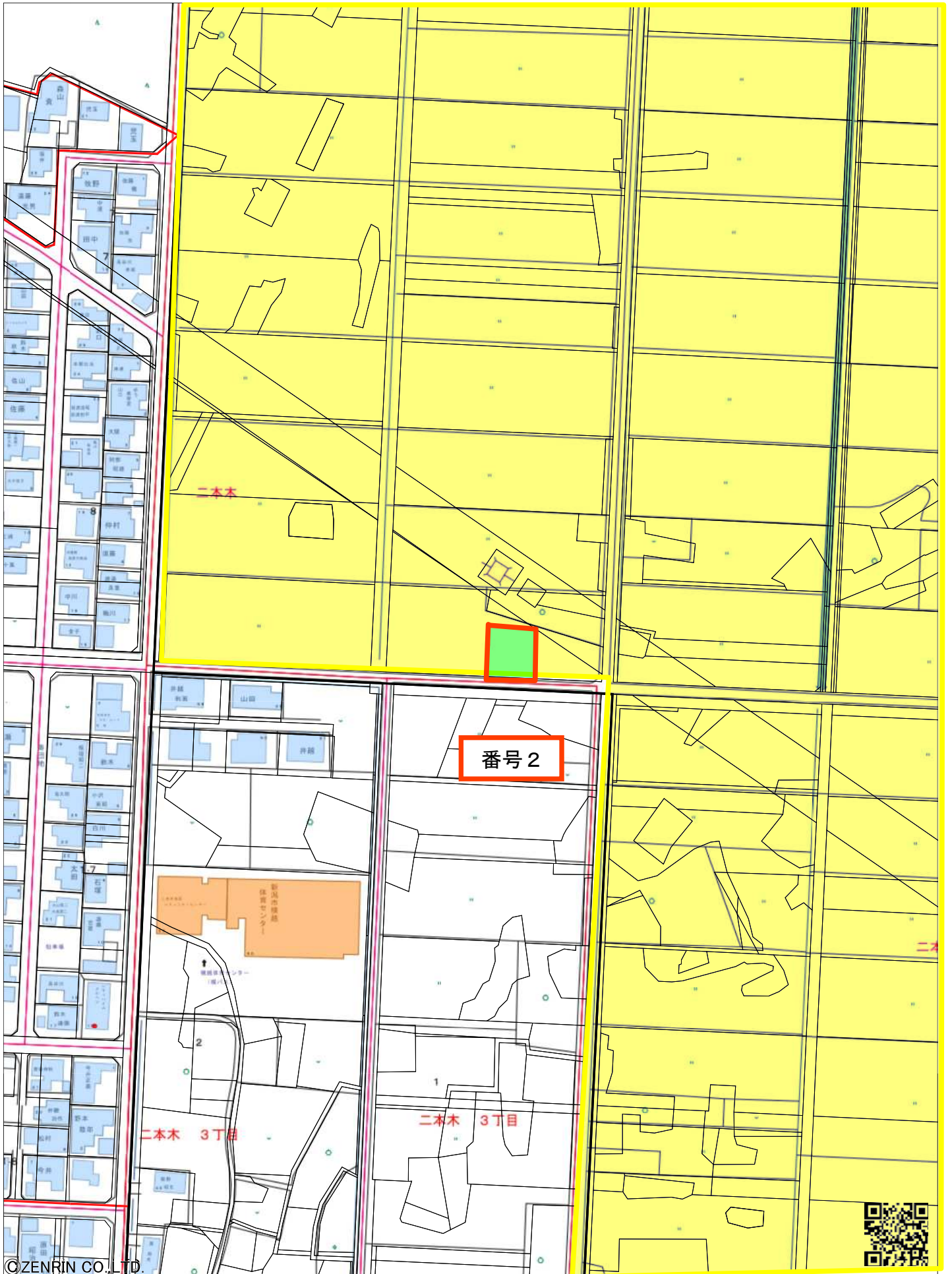
農用地区域

0 10

100m

江南区鍋湯新田 付近

2023年5月11日



©ZENRIN CO., LTD.

江南区二本木 付近

1/1642

農用地区域

0 10 100m